

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第十七号

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則（平成二十四年七月奈良県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表住宅設備科の項を次のように改める。

設備・建物 管理科	管工事施工管理概論 空調・熱源設備概論 電気工事・電気設備 概論 消防設備概論 溶接概論 その他設備・建物管 理科の訓練に係る職 業に必要な技能及び これに関する知識を 習得させるために適 切と認められる教科	一年	教室 実習場 管工作機械類 空調機器類 電気工事用機器 類 溶接用機械類 器具類 教材類 その他設備・建 物管理科の訓練 を適切に行うこ とができると認 められる設備	二〇人
--------------	---	----	--	-----

別表第二の一の表ビルメンテナンス科の項を削り、同表販売実務科の項中「販売実務科」を「ワークチャレンジ科」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。